

令和5年 第5回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
5 2	令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第4号)		
5 3	令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
5 4	飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例		3
5 5	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(公用車による物損事故)		5
5 6	市道路線の認定		7
5 7	専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号))		1 3
5 8	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
認定 第1号	令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定		1 4
認定 第2号	令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		1 5
認定 第3号	令和4年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		1 6
認定 第4号	令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		1 7
認定 第5号	令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定		1 8
認定 第6号	令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		1 9
認定 第7号	令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定		2 0
認定 第8号	令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定		2 1

議案番号	件名	摘要	ページ
認定 第9号	令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定		2 2
認定 第10号	令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定		2 3
認定 第11号	令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定		2 4
認定 第12号	令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定		2 5
認定 第13号	令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定		2 6
認定 第14号	令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定		2 7
報告 第21号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		2 8
報告 第22号	専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		3 0
報告 第23号	継続費精算報告書の報告(令和4年度 飯塚市一般会計)		3 2
報告 第24号	継続費精算報告書の報告(令和4年度 飯塚市水道事業会計)		3 4
報告 第25号	令和4年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告		3 6

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

提案理由

口座振替の方法により納付する料金の特例を廃止するため、本案を提出するものである。

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(公用車による物損事故)

公用車による物損事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

損害賠償の額 577,940円

1 事故発生の日時、場所

令和5年3月21日(火)午前9時45分頃

飯塚市飯塚地内 飯塚市飯塚414番地18付近

2 相手方

[Redacted]

3 事故の概要

環境対策課職員がごみ収集作業中、通行人を避けるため、収集車を一時停車させ発進させる際、店舗の外壁に接触し、相手方店舗の外壁及び天井部を損傷させたもの。

4 損害の状況

人身傷害 相手方 なし

市側 なし

物的損害 相手方 店舗外壁及び天井部損傷

市側 なし

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として577,940円を相手方に支

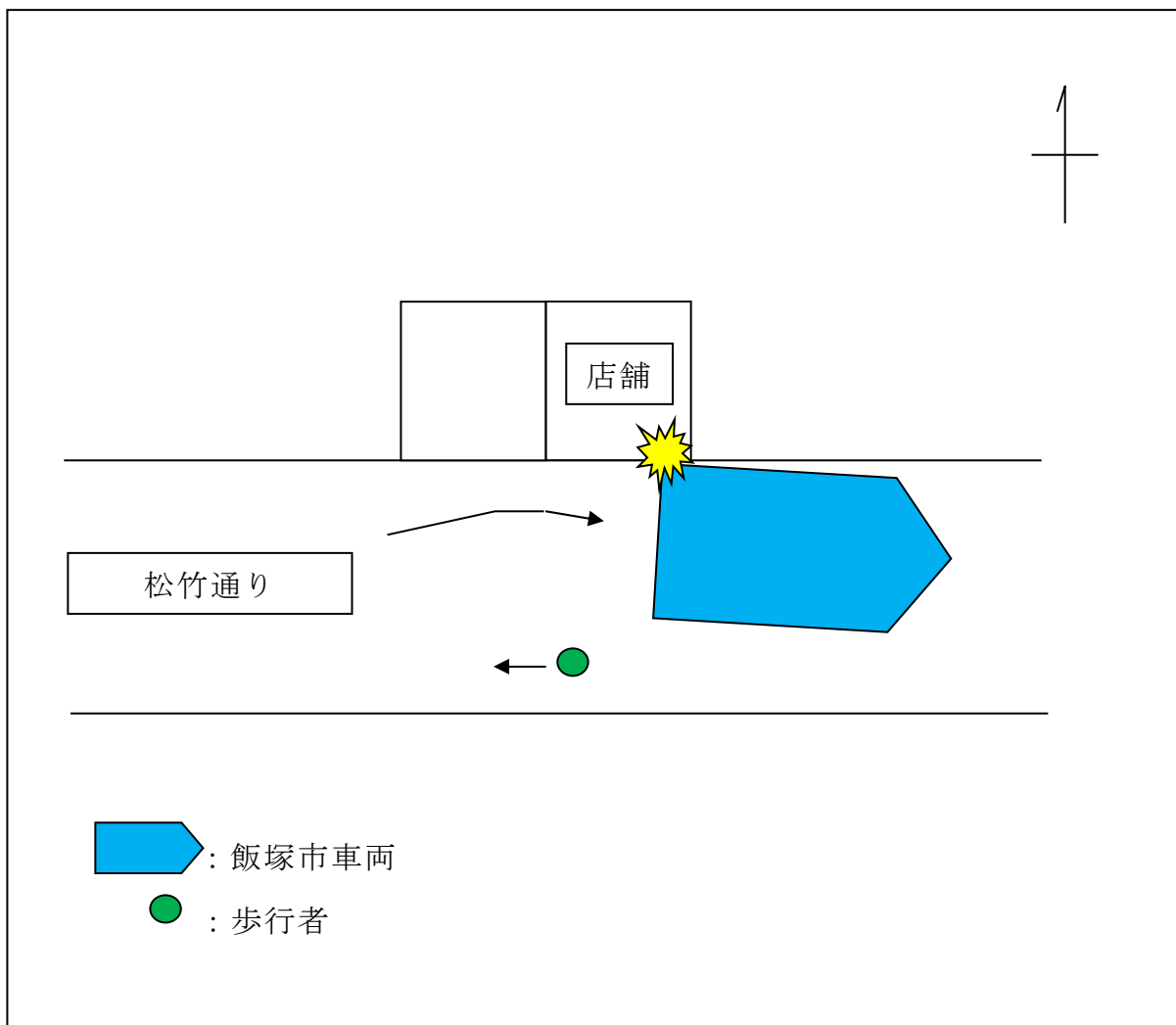
払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	修繕料	577,940円	577,940円	0円

7 事故現場見取図



市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

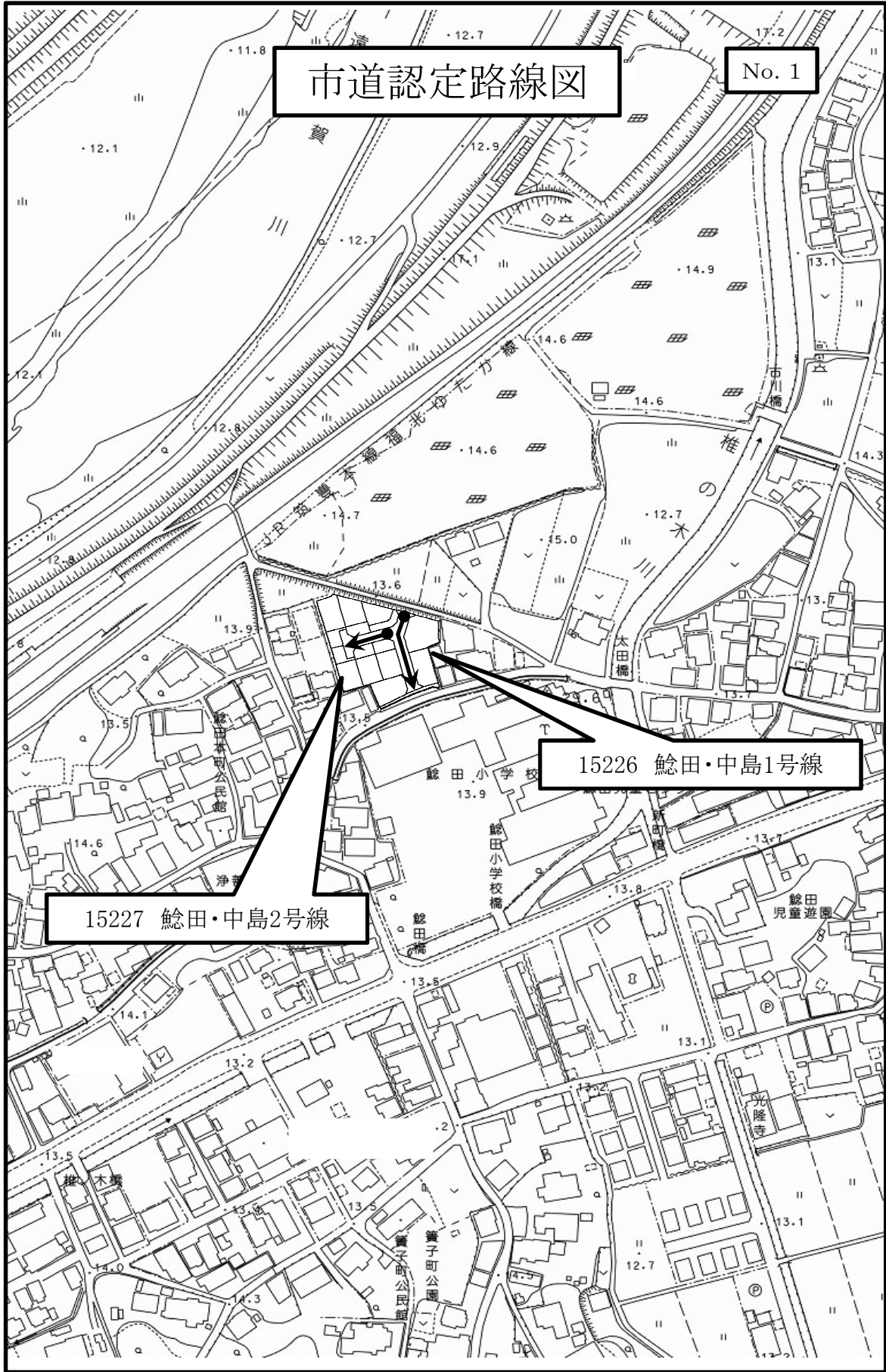
飯塚市副市長 久世賢治

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	15226	鯉田・中島1号線	鯉田 1257-4 地先	鯉田 1257-3 地先	6.3	44.7	No.1
2	15227	鯉田・中島2号線	鯉田 1257-6 地先	鯉田 1257-9 地先	7.8	26.6	No.1
3	15228	真先・幸稲2号線	菰田西3丁目211-1 地先	菰田西3丁目211-7 地先	7.0	45.9	No.2
4	33585	楽市・柿添2号線	楽市 657-3 地先	楽市 658-10 地先	6.0	99.8	No.3
5	33586	楽市・柿添3号線	楽市 658-10 地先	楽市 657-10 地先	8.2	27.2	No.3
6	33587	楽市・キウリ町線	楽市 319-3 地先	楽市 318-13 地先	6.7	56.4	No.4
7	43448	赤坂・勝島1号線	赤坂 799-15 地先	赤坂 799-13 地先	6.3	46.4	No.5
				合計		347.0	

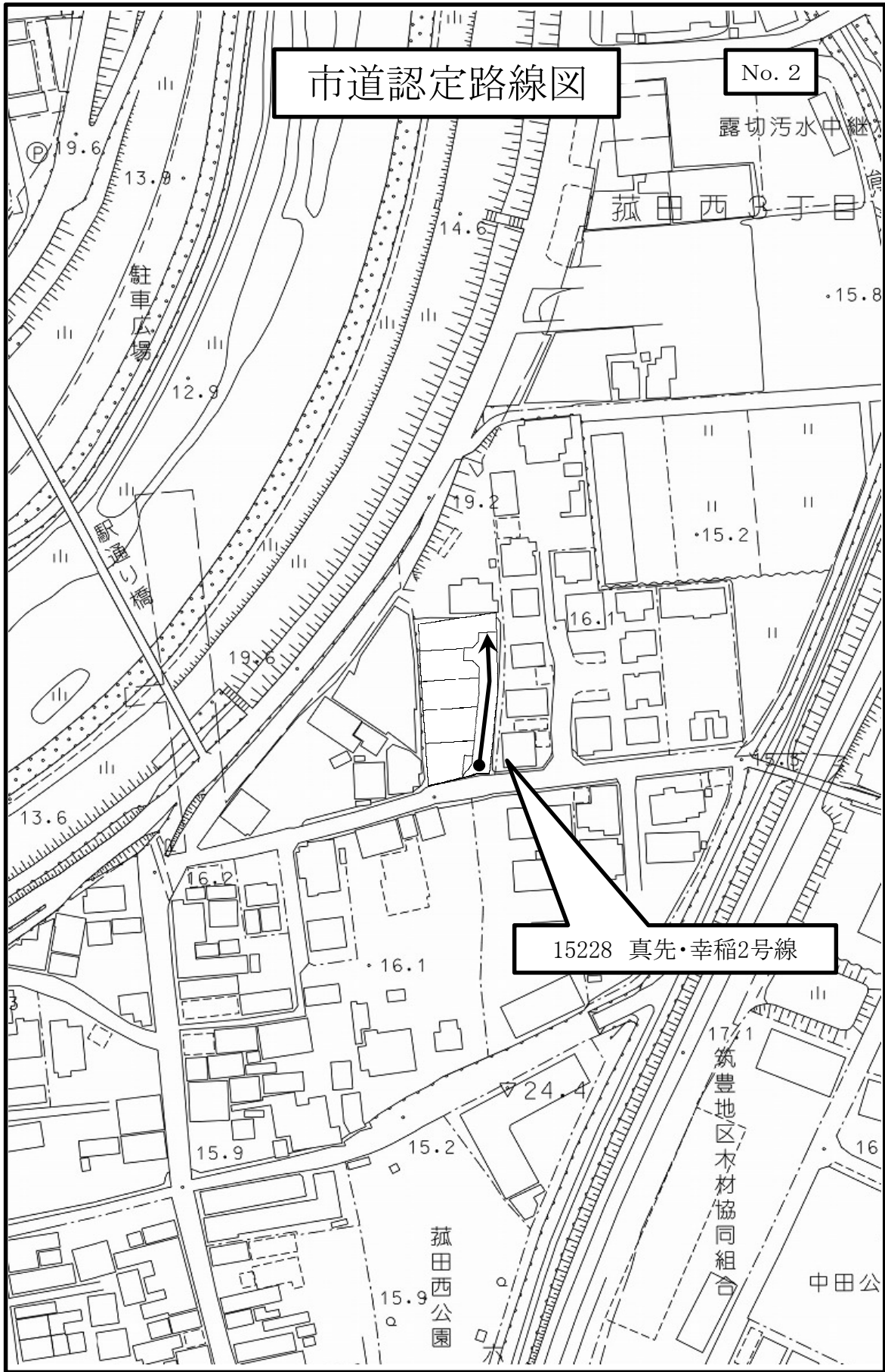


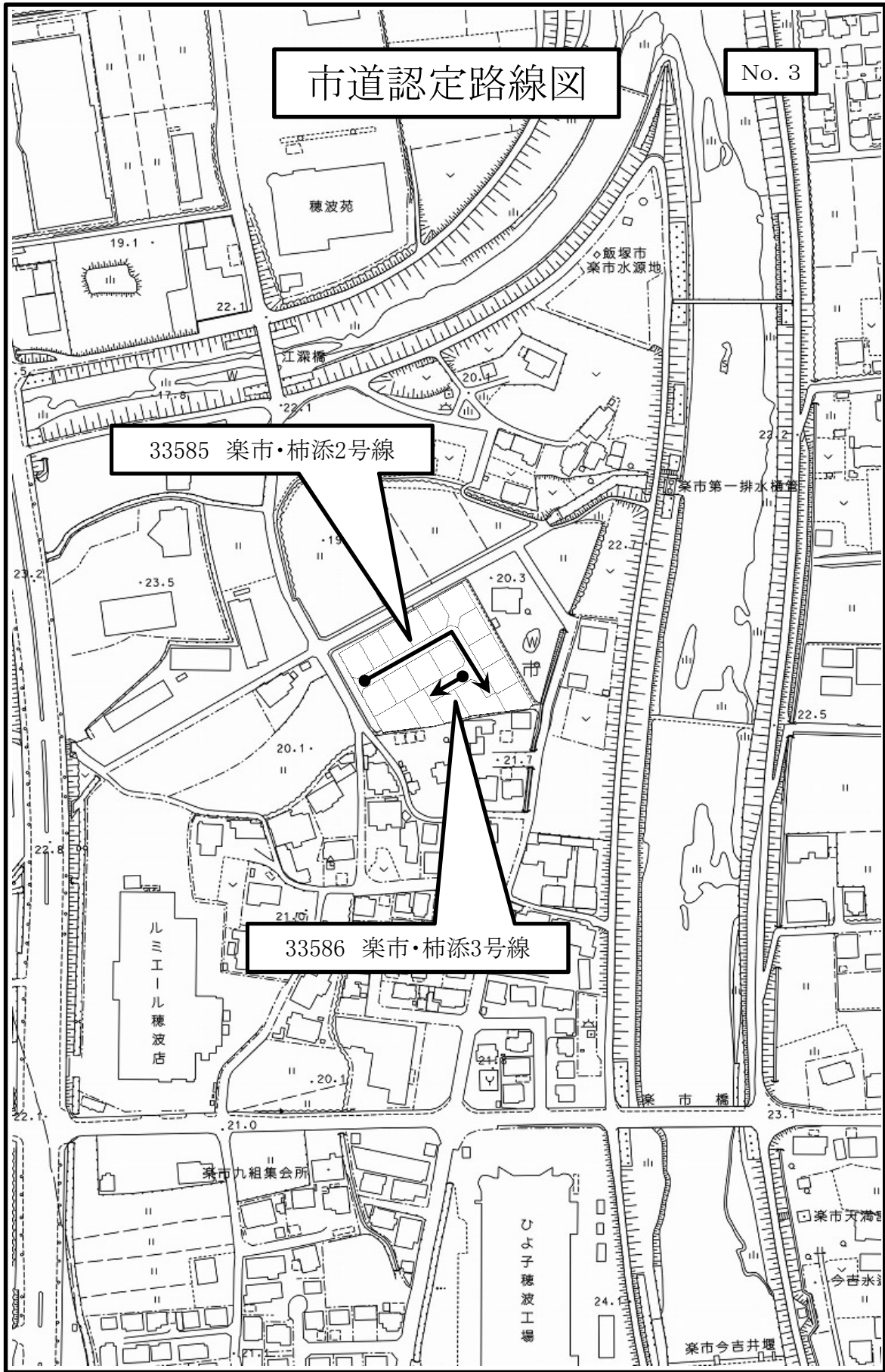
市道認定路線図

No. 1

15226 鯉田・中島1号線

15227 鯉田・中島2号線



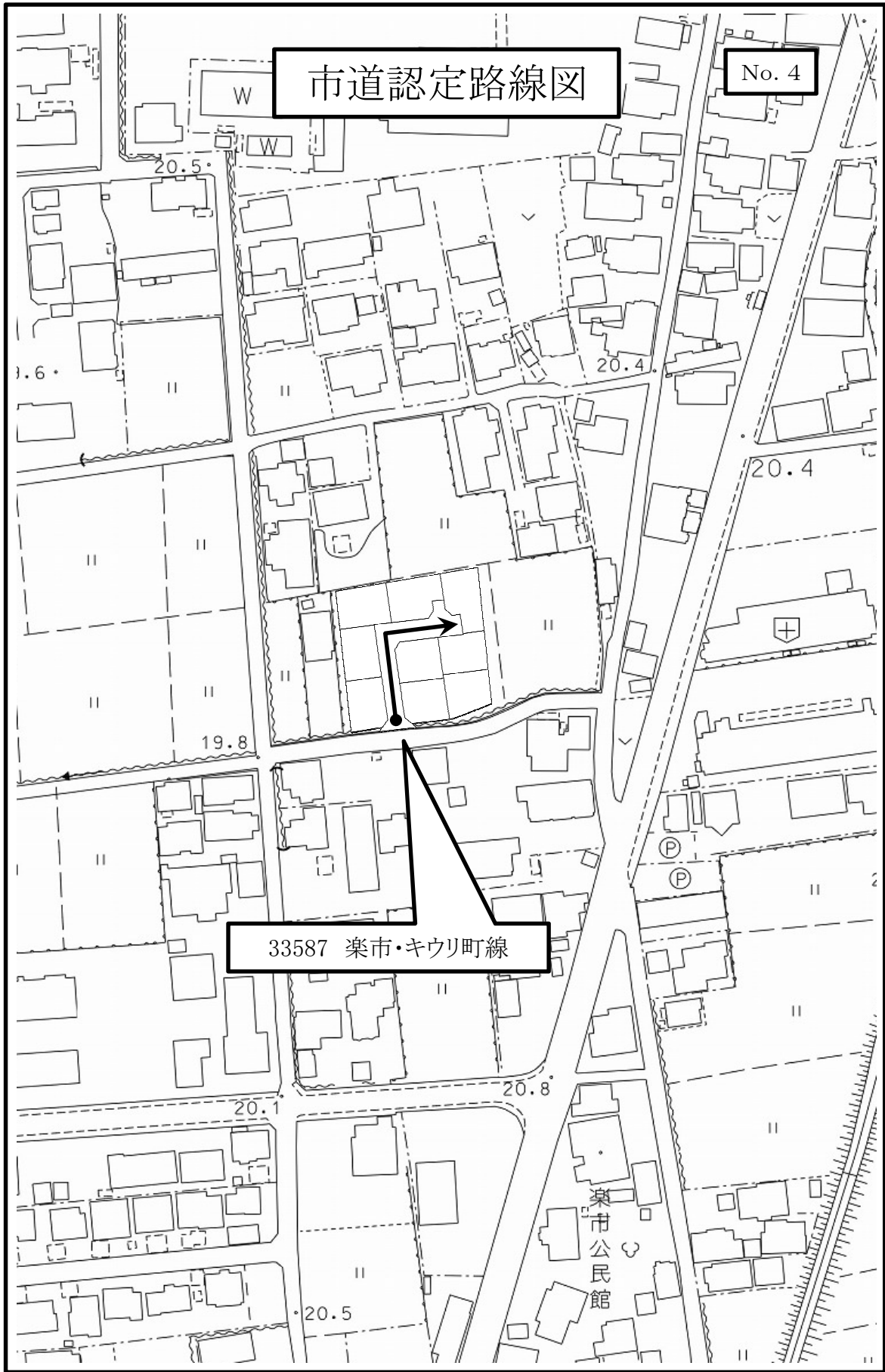


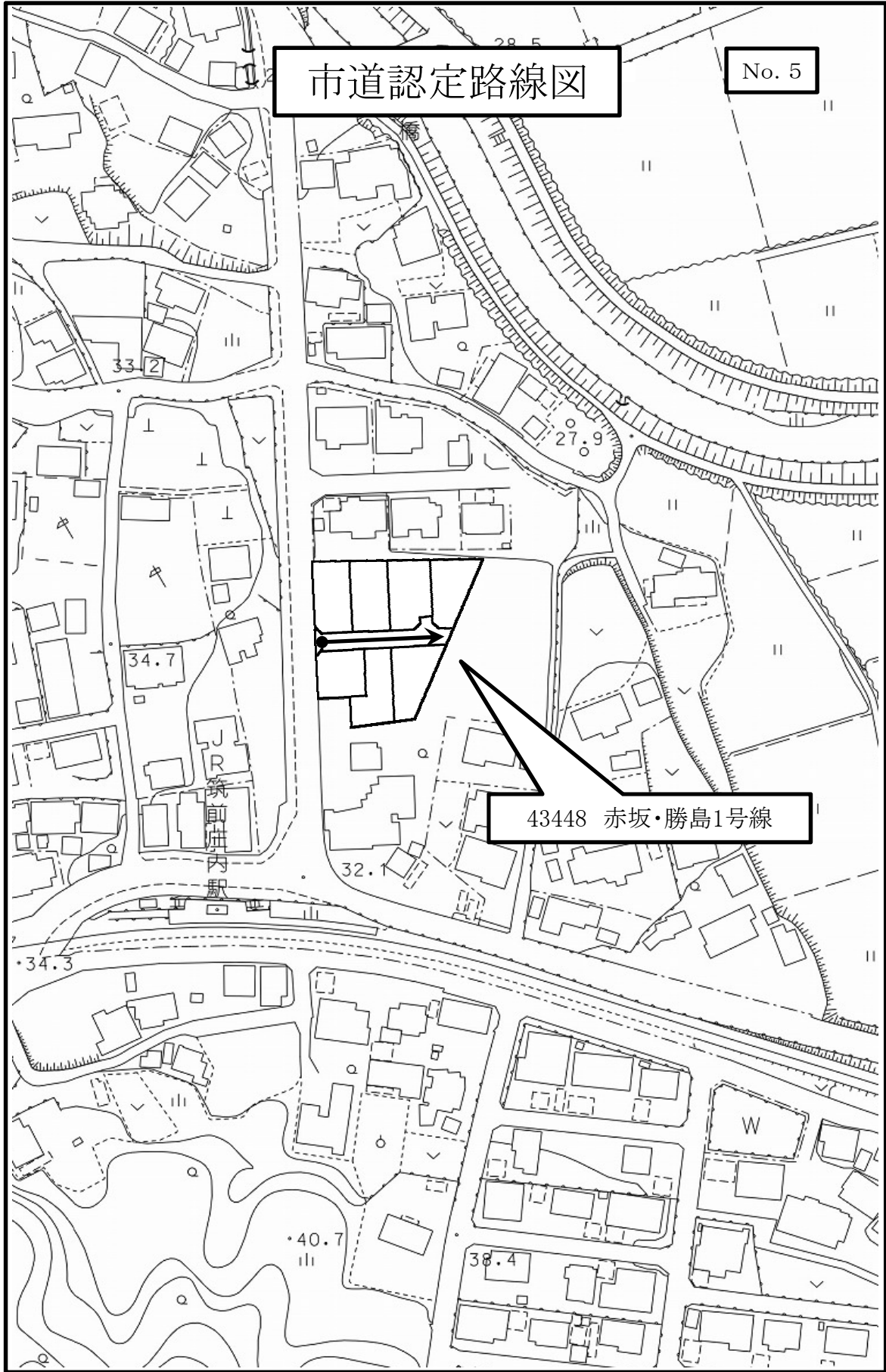
市道認定路線図

No. 3

33585 楽市・柿添2号線

33586 楽市・柿添3号線





専決処分の承認(令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第3号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

専決第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和5年7月10日専決

飯塚市長 片峯誠

令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)

令和4年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

令和4年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

令和4年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度飯塚市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度飯塚市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度飯塚市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度飯塚市立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年8月8日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

損害賠償の額 14,300円

1 事故発生の日時、場所

令和5年7月11日(火)午後3時20分頃

飯塚市長尾地内

2 事故の概要

健幸保健課職員が特定健診の事後指導で訪問先へ向かう途中、道路幅員が狭小であったことから、折り返しスペースで方向転換しようとした際に、ブロック塀に接触し、一部を倒壊させたもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 なし

市側 なし

物的損害 相手方 2段積みブロック塀一部損壊

市側 車両左後部ドア、フェンダー、タイヤ及びタイヤホイール損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

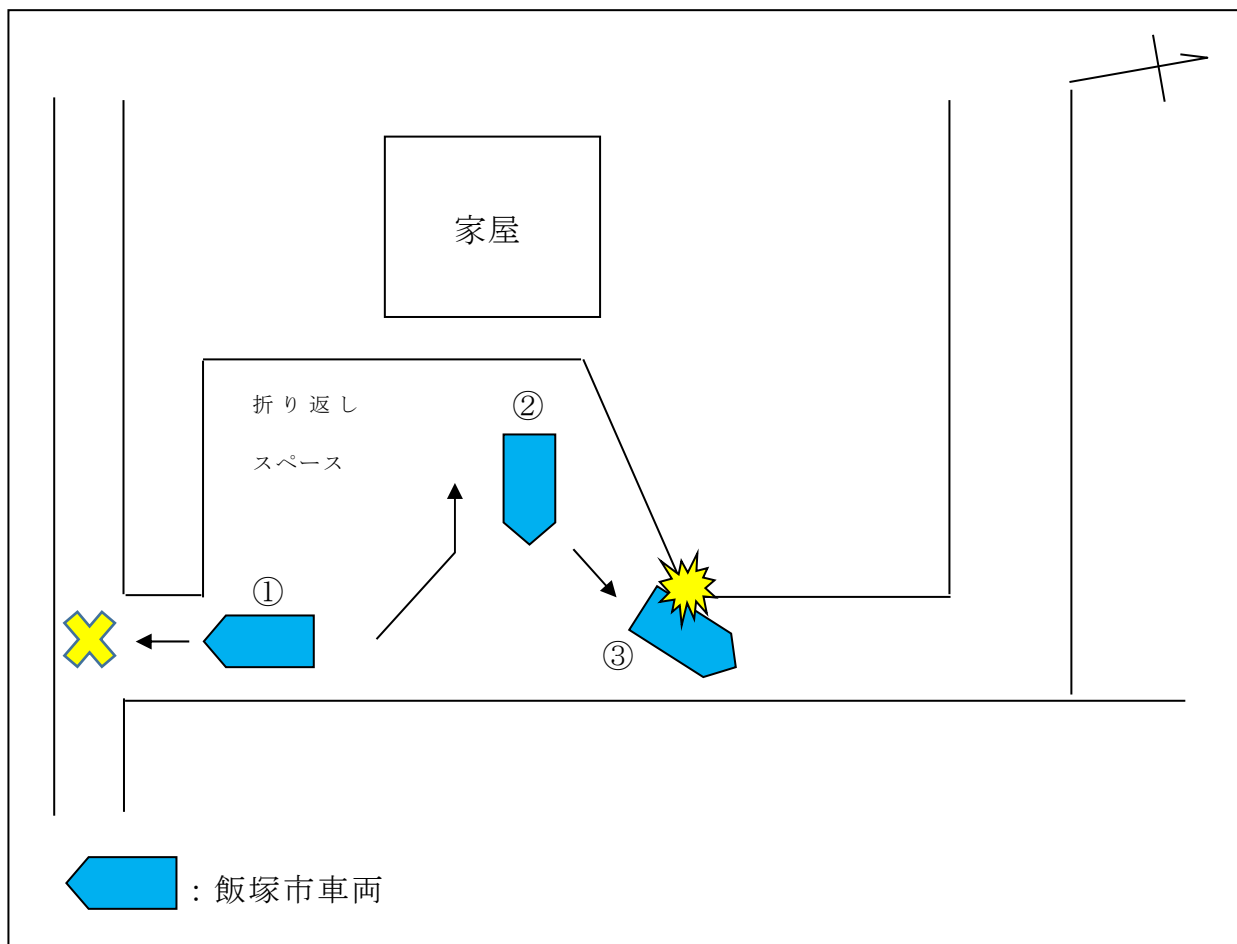
(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として14,300円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	修繕料	14,300 円	14,300 円	0 円
市	車両修繕料	98,879 円	98,879 円	0 円

6 事故現場見取図



専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年8月8日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

損害賠償の額 187,583円

1 事故発生の日時、場所

令和5年2月21日(火)午前9時50分頃

飯塚市口原地内 穎田病院敷地内駐車場

2 事故の概要

高齢介護課職員が、介護認定調査のため、調査先医療機関駐車場に到着し、市車両から降りる際、急な突風により市車両右側前部ドアが大きく開き、市車両の右側に駐車していた相手方車両の右側後部ドアに接触し損傷させたもの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 なし

市側 なし

物的損害 相手方 右側後部ドアを損傷

市側 なし

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として187,583円を相手方に支払う

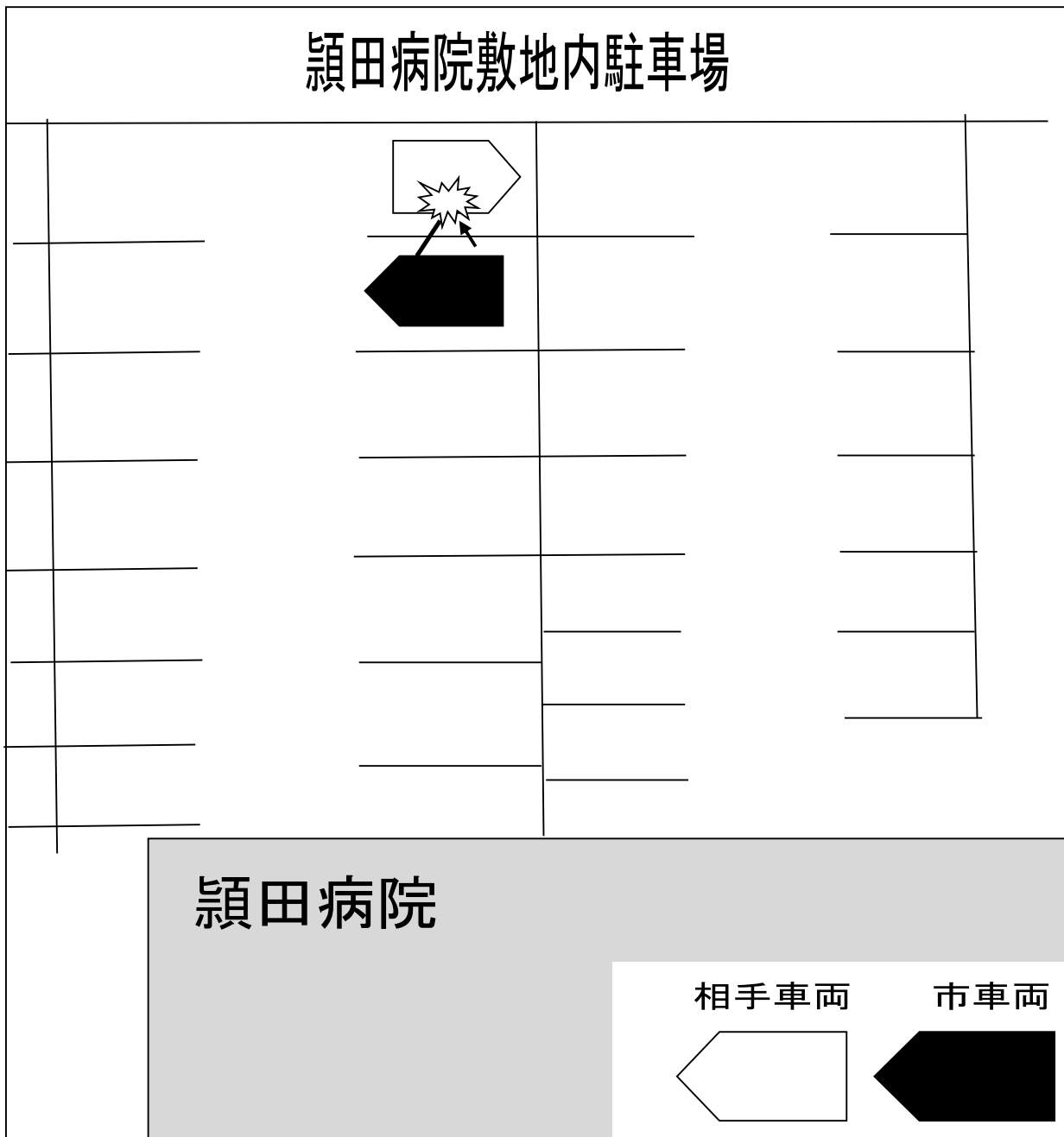
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判

外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	車両修繕料	88,583 円	88,583 円	0 円
	代車費用	99,000 円	99,000 円	0 円

6 事故現場見取図



継続費精算報告書の報告(令和4年度 飯塚市一般会計)

令和4年度飯塚市一般会計継続費の精算を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度 継続費精算報告書(一般会計)

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳						
					特定財源				特定財源				特定財源			一般財源			
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他				
2	総務費	1 幸袋交流センター整備事業	令和3	319,795,000	0	0	319,795,000	0	25,351,000	12,675,500	0	12,675,500	0	△ 294,444,000	12,675,500	0	△ 307,119,500	0	
			令和4	213,163,000	0	202,500,000	0	10,663,000	473,843,300	0	0	414,567,000	59,276,300	260,680,300	0	△ 202,500,000	414,567,000	48,613,300	
			計	532,958,000	0	202,500,000	319,795,000	10,663,000	499,194,300	12,675,500	0	427,242,500	59,276,300	△ 33,763,700	12,675,500	△ 202,500,000	107,447,500	48,613,300	
10	教育費	6 保健体育費	体育館等建設事業	令和元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				令和2	2,507,934,000	678,951,000	1,646,000,000	0	182,983,000	1,439,880,000	692,774,000	672,300,000	0	74,806,000	△ 1,068,054,000	13,823,000	△ 973,700,000	0	△ 108,177,000
				令和3	1,803,196,000	469,933,000	1,199,900,000	0	133,363,000	479,946,000	43,626,000	392,600,000	0	43,720,000	△ 1,323,250,000	△ 426,307,000	△ 807,300,000	0	△ 89,643,000
				令和4	776,780,000	0	699,100,000	0	77,680,000	2,947,148,200	846,575,000	1,889,800,000	0	210,773,200	2,170,368,200	846,575,000	1,190,700,000	0	133,093,200
				計	5,087,910,000	1,148,884,000	3,545,000,000	0	394,026,000	4,866,974,200	1,582,975,000	2,954,700,000	0	329,299,200	△ 220,935,800	434,091,000	△ 590,300,000	0	△ 64,726,800

継続費精算報告書の報告（令和4年度 飯塚市水道事業会計）

令和4年度飯塚市水道事業会計継続費の精算を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

令和4年度飯塚市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	同 左 財 源 内 訳			支 払 義 務 発 生 額	同 左 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	同 左 財 源 内 訳		
					国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他		国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他		国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1	改良事業費	太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設等事業	3	8,000,000	0	8,000,000	0	7,194,300	0	7,194,000	300	△ 805,700	0	△ 806,000	300
			4	12,000,000	0	12,000,000	0	11,456,200	0	0	11,456,200	△ 543,800	0	△ 12,000,000	11,456,200
			計	20,000,000	0	20,000,000	0	18,650,500	0	7,194,000	11,456,500	△ 1,349,500	0	△ 12,806,000	11,456,500
	新設事業費		3	218,320,000	24,673,000	193,600,000	47,000	199,105,700	22,430,000	20,451,000	156,224,700	△ 19,214,300	△ 2,243,000	△ 173,149,000	156,177,700
			4	327,480,000	37,010,000	290,400,000	70,000	293,596,400	26,684,000	56,168,000	210,744,400	△ 33,883,600	△ 10,326,000	△ 234,232,000	210,674,400
			計	545,800,000	61,683,000	484,000,000	117,000	492,702,100	49,114,000	76,619,000	366,969,100	△ 53,097,900	△ 12,569,000	△ 407,381,000	366,852,100

令和4年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月5日提出

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久世賢治

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度算定値	-	-	6.8	-
早期健全化基準	11.63	16.63	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」で表示

公営企業の資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
飯塚市水道事業会計	-
飯塚市工業用水道事業会計	-
飯塚市立病院事業会計	-
飯塚市下水道事業会計	-
飯塚市地方卸売市場事業特別会計	-
飯塚市農業集落排水事業特別会計	-
飯塚市工業用地造成事業特別会計	-

資金不足額がない場合は「-」で表示